

城西大学・城西短期大学における文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査の
ガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等に係る基本方針について

2015年10月 8日
制定

（目 的）

第1条 文部科学省等の競争的資金等に係る研究費の適正な運営・管理を図るため、本学の責任体系及び不正防止体制等を定め、適正な研究活動を一層推進し、もって市民からの信頼の確保に資することを目的とする。

（対象とする競争的資金）

第2条 科学研究費助成事業などの文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人の競争的資金とする。

（最高管理責任者）

第3条 大学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う最高管理責任者は学長とする。最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

（統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、副学長とする。

2 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理方針に基づき、機関全体の対策やその実施状況等を最高管理責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 部局単位の実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、各部局（学部、大学院研究科、語学教育センター）の長、教務部長とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、部局内の公的研究費の運営・管理に係る全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況等を管理・監督する。

3 公的研究費の運営及び管理に関する事務手続き上の実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者は、事務局長とする。

4 コンプライアンス推進責任者は、部局の組織レベル等に応じて複数のコンプライアンス推進副責任者を任命することができる。

（経費管理責任者）

第6条 競争的資金等の事務処理について、実質的な責任と権限を持つ経費管理責任者は、経理課長とする。

（物品発注・検収責任者）

第7条 競争的資金の事務処理について、実質的な責任と権限を持つ物品発注・検収責任者は、調達課長とする。

(事務処理手続き)

第8条 競争的資金等の事務処理手続きについては、別途「事務手続き」を定め、研究者に周知するものとする。

(事務処理手続相談窓口)

第9条 競争的資金等の事務処理手続相談窓口は、学長室学務課とする。

(不正防止計画推進部署)

第10条 不正防止対応計画の推進を担当する不正防止計画推進担当は、学長室学務課とする。

(不正防止対応計画)

第11条 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途定めるものとする。

(公的研究費の適正な運営・管理)

第12条 公的研究費の適正な運営・管理を次のとおり行うものとする。

- (1) 研究費の執行状況管理及び支出管理は、学長室学務課又は関係部署が行うものとする。
- (2) 納品検査等の検収担当を調達課に配置し、納品確認を徹底する。
- (3) 研究者の旅費及び研究補助に係る謝金等の実施確認を徹底する。

(不正な取引に関与した業者の処分方針)

第13条 不正な取引に関与した業者については、本学規定等に準じて取り扱うものとする。

(競争的資金等の使用に関するルール等の相談窓口)

第14条 競争的資金等の使用に関する大学内外からのルール等の相談窓口は、学長室学務課とする。

(通報・告発の受付窓口)

第15条 競争的資金等の不正に関する大学内外からの通報・告発の受付窓口は、学長室学務課に設置する。

- 2 不正に関する通報・告発を受けた時は速やかにその情報を最高管理責任者及び統括管理責任者に伝達するものとする。

(モニタリング及び内部監査)

第16条 競争的資金等の執行に係るモニタリング及び内部監査は財務状況に関する経理監査及び不正防止のための体制の検証を含むものとし、次のとおり実施する。

- (1) モニタリングは経理部(経理課及び調達課)、学長室学務課及び関係部署が相互に行うこととし、研究活動上の不正発生要因を把握して、それに応じた効果的且つ実効性のあるモニタリングを実施する。
- (2) 内部監査は内部監査室が実施することとし、大学全体の視点から公的研究費の管理・運営及び研究活動上の不正行為防止体制などについて改善を重視した監査を実施する。

附則 2015年10月 8日 制定

附則 2021年11月 5日 一部改正